



Title	研究領域展望：「カルト」を問題化する社会とは
Author(s)	櫻井, 義秀
Citation	宗教と社会, 12, 97-109 「カルト」を問題化する社会とは 第1回ICSA（国際カルト研究学会）マドリッド大会報告
Issue Date	2006-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/17167
Type	article (author version)
File Information	shukyo12.pdf



[Instructions for use](#)

1 はじめに

筆者はこの10年ほど「カルト」問題を調査している。また、本学会では「『カルト』問題研究プロジェクト」を企画し、2006年度は一応の区切りとしてテーマセッションを学術大会で企画した。しかし、筆者がこのテーマ特有の瑣事と校務多忙を理由に、十分な情報交換と研究会を開催できなかったことは、会員諸氏にお詫びしなければならない。

人類学・宗教学・宗教社会学におけるカルト概念の出自、用法、理論的検討等については、内外の関連研究を紹介している拙論を参照して頂きたい（櫻井, 2004）。本稿における筆者の問題意識は、「カルトを問題化する現代社会」の考察にある。つまり、宗教社会学が宗教を問題化せざるをえない時期に成立したと言われるように（深澤, 2006:111）、「カルト」問題研究もまた、カルトを問題化する社会の是非を論議することから始まったのである。

今回は、筆者が調査研究において向き合った人々、関係を持った団体、研究成果を問うた学会での経験を中心に、「カルト」が社会問題化される場の論議に焦点を絞り、比較文化/社会的視座から若干の展望を述べてみようと思う。もともと、調べれば調べるほど、「カルト」とは何か、何が問題なのか、ストーンと分かる歯切れのよい言説を語れなくなる。実際のところ、宗教研究で収まる領域ではなく、法律、心理学/心理療法、教育、現代社会論と様々な学問領域に越境しながら研究する必要性を感じる。もちろん、筆者の能力ではどうも手が及ばないのであるが、せめて問題の所在なりと自己物語的に述べておきたい。

「展望」執筆を任せられたのに、最初から言い訳めいて恐縮している。なお、表記法に関して予めお断りしておく。アメリカの教団類型論上の用法（カリスマ的指導者に率いられた小規模な新宗教）は単にカルト、マスメディアやカルト批判者が用いる社会問題を惹起した教団という意味では、「カルト」と表すことにしたい。「」を付けるのは、社会問題性の有無や程度、カテゴリーそれ自体に関して議論が分かれていることを示すためである。

2 「カルト」問題への対応

2-1 欧米の事情

2005年7月、マドリッド自治大学で開催された「カルト及び非正統的運動における心理操作」と題された国際会議に参加した。この会議は、昨年より国際カルト研究学会（ICSA: International Cultic Studies Association）と改称したアメリカ家族財団（AFF: American Family Foundation）が、スペインの社会心理学者達と共催した初めての国際会議である。

AFFは、1996年に解散したCAN(Cult Awareness Network、ペンテコステ派信者から提訴され、ディプログラマーとの協働に対して懲罰的賠償金110万ドルが科せられた)と共に、アメリカにおける反カルト運動の拠点であった。事務局長のM. ランゴーニは、AFFをカルト批判の運動体からカルト研究の団体に再編し、関連領域の研究者を巻き込んだ国際学会にしたいという。反カルト運動の制度化（カウンセリングの専門職化・研究者の増

加)により、家族や関係者が運動参加者からクライアントに変わったことも理由であろう。

3日間の会議に、のべ320名が参加した。発表は、「脱会者・家族支援」「事例発表」「研究」「法・政府対応」「テロリズム」の五本立てであり、研究部会が35本の発表で他部会の倍であった。筆者はオランダとアナハイムで開催されたAFFの会議に参加したことがある。発表内容はさほど変わらない。「カルト」問題の臨床的な研究と問題解決法が主である。

宗教社会学者は「新宗教」研究者が主であるが、さすがに特定教団の社会問題性（モルモンの分派コミュニオンによる多妻婚、小規模カルトにおける児童虐待、二世信者の文化適応等）や、1960年代発生のカルトが40年の間にどう変化したかという時系列的分析（入信と脱会の過程、継続の理由等）等、調査研究が多い。アメリカの宗教社会学関連の学会や部会で散見されたことだが、教団論や入信論において反カルト運動側の「カルト」論や「マインド・コントロール」論を揶揄し、宗教社会学者のコミュニティを確認するようなどうでもいい発表は少ない。実際、この種の議論は殆ど不毛であり、イデオロギー対立の次元を越えない。つまり、布教・教化における本人の自己選択と組織による影響力の度合いは、基本的に程度問題であり、個人ごと、教団ごとケースバイケースである。100%の自由意志も100%の強制もない。しかも、調査や臨床的ケアにおいて、現役信者を対象にするか、脱会信者を対象にするかで、彼等の語りに依拠した調査の知見は異なったものとならざるをえない。どちらも調査法としては一長一短あるのであり、どちらが本筋というものではない。しかしながら、新宗教研究者は、新宗教への理解と寛容を社会に求めるし、脱会者支援の側は、「カルト」批判と対策を社会に求めるようになる。調査対象へのコミットメントが求められるこの種の調査において、客観的・価値中立的研究は難しい。

話を戻すと、ヨーロッパ諸国の研究で目立ったのは、M.ランゴーニの集団による心理的虐待尺度を応用して、組織統制がどの程度個人にストレスを与えているのかを測定し、行き過ぎた統制を加える集団に警告を発するというものであった。スペインでは、薬物を使わないで従属的・共依存的人間関係等や妄想へ嗜癖する傾向として病理学的に診断し、対処療法を提供していく研究グループの発表があった (<http://www.ais-info.org/>)。

また、セクト対策のために信者の親達や自治体職員らがセクト情報・対策のセンターを設立し、隣国のグループとネットワークを形成するケースも聞いた (<http://www.fecris.org/>)。彼等は新宗教に理解を示す研究者とは鋭く対立し、少数であっても被害を語る人間がいることを問題視せよと、イギリスの統一教会の研究者にして新宗教研究の権威であるアイリーン・バーカー氏に迫っていた。筆者とバーカー氏は、この数年学会等で毎年顔を合わせており、懇意である。しかし、こと統一教会の評価に関しては正反対である。名著『**Making of a Moonie: Brainwashing or Choice**』は宗教社会学の古典に属するものであるが、彼女はこの調査研究から導き出した「新宗教」観を一貫して持ち続けている。

確かに、バーカー氏は1960-70年代の英国統一教会に調査協力を依頼し、サンプリング、統制集団の設定、事例分析の各点において申し分のない成果を上げた。信者は価値を求めて自分の意志で教団に留まっているという知見は妥当である (Barker, 1984)。しかし、統

一教会の宣教戦略からみて周辺の位置にある英国統一教会の状況は特殊であった。アメリカにおいても、統一教会は社会的論議の対象になるほどのパフォーマンスを繰り広げたが、宗教社会学者は資金と人材の動員力に驚くばかりで、肝心の資金や人材の調達方法に関心を示さなかった(Bromley, 1985)。筆者は、統一教会の宣教活動が「違法伝道」として最高裁で元信者の損害賠償請求が認められ、物品販売や献金強要が「靈感商法」と認知され、しかも殆どの裁判で被害者である一般市民の損害賠償請求が認められてきたことを学会でも報告し、某誌に投稿したこともある。しかし、新宗教、とりわけ統一教会に対して偏見を持った表現（「被害者 victims・損害 damages」「教化 indoctrination」）や先行研究を適切に評価しない（上述の通り）論考は、新宗教研究として「ふさわしくない」という評価を得た。査読者と編集委員会に対して、査読の労に感謝するが、「事実的事柄」の分析に全く講評がないことを不思議に思うと返答しておいた。昨年、アジア・太平洋社会学会において、日本の「カルト」問題を発表した際、香港大学の社会学者（アメリカで学位）がフロアから、「新宗教研究」らしくない発表に関心を持ったとコメントをしてくれた。

筆者は、毎度のことながら、英米系の宗教観や宗教伝統と、フランスをはじめ、ヨーロッパ大陸諸国のそれとの相違を感じる。敷衍して述べれば、多文化主義政策のアングロサクソン系と同化主義政策の大陸系の違いではないか。アメリカやオーストラリアは先住民を駆逐した植民者と大量の移民から歴史的に構成された多民族国家である。イギリスはアイルランド、スコットランド等強固なローカリズムと対応しながら、現在は旧植民地及び各国から移民・難民を受け入れ、多民族国家になりつつある。宗教的にもイギリス国教会というカソリックからのセクトや、プロテスタントのデノミネーションが主流であるから、宗教的規範性を強固に押し出すと国家的一体性が崩れるだろう。これらの諸国では分節化したエスニック・コミュニティや宗教コミュニティのアイデンティティ・ポリティックスを認める。だから、カルト=宗教的マイノリティの権利は擁護され、「寛容さ」を説くことがリベラルの証しとなるし、その観点で世界を語りもする (Richardson, 2004)。

他方、大陸の西欧諸国は比較的文化的一体性を保持している。カソリックが強いか、政治の非宗教化（ライシテ）の違いはあれ、移民者に主流文化への同化を強く求める地域である。正統的宗教の立場から異教への警戒心を示したり、或いは、ライシテの観点から宗教的価値観の表明や儀礼を公共的制度が統制したりする発想はその点から理解可能である。

フランスの社会学者エマニュエル・トッドは、2005年11月フランス郊外における移民二世や若者達の暴動にもかかわらず、フランスの同化主義は多文化主義より優れていると述べた（朝日新聞,2005/12/5）。フランスは普遍的な「人権」「自由」の価値観を文化にしているという自負があり、それが2001年に成立した反カルト法（精神操作や詐欺で信者に危害を加え、有罪の判決を受けた団体は大審裁判所により解散させられる）の文化的背景にあるのだろう。類型論的にいえば、アングロサクソンの伝統は、一切の政治的・宗教的権力の介入を排除することで「自由」を確保できると考えているようであるし、大陸諸国では、文化的伝統として「自由」を政策的に護らなければならないと考える傾向がみえる。

筆者が AFF 及び ICSA の大会、アメリカの宗教社会学会 (ASR)、宗教の科学学会 (SSSR)、宗教学会 (AAR)、或いは国際宗教社会学会 (SISR) 等に 2,3 回ずつ参加して感じているのは、どのような信条、組織や制度を「宗教」の概念で包み込むのか、「自由」「個人の人格」といった抽象的な概念をどのような状態として具体的に捉えているのかということであった。上述したような所感を学問的に整理するには、なお相当の時間がかかりそうである。

2-2 日本の事情

筆者は AFF の『Cultic Studies Review』に日本の脱会カウンセリングに関わる問題で論文（前記の投稿論文とは異なる）を投稿した際に (Sakurai, 2004)、M.ランゴーニ氏から、筆者が脱会カウンセリング (exit-counseling) として紹介した事例は、アメリカの感覚ではディプログラミング (deprogramming) と受け取る人が多いのではないかと指摘を受けた。

カウンセリングとは、本人が問題解決をする意志をもって専門家を訪れることである。ディプログラミングとは、1) 子供が「カルト」に「洗脳」もしくは「マインド・コントロール」されて囚われたと考える親が、脱会をディプログラマーと呼ばれる業者に依頼し、2) 彼等は外形的な強制力により当人を奪回し、拘束した上で、3) 「カルト」に関わる批判的な情報を与えてプログラミングを解き、脱会させる、というものである。アメリカでは 2) の行為が違法とされる。日本でも、統一教会をはじめ、宗教ジャーナリスト達が、家族による信者の連れ戻しや聖職者による説得行為を「拉致監禁」「強制棄教」として裁判で争った。

争点は、2) に関して、信者の同意を得てカウンセリングに移行したかどうか、3) では情報提供の方法は適切であったかどうか、である。告発された事件では、被告側は、親の依頼を受けた牧師が牧会活動の範囲として（営利目的とせず）、親がセッティングした「話し合い」の場でキリスト教的観点及び社会問題的観点から、信者に教団から知らされていない当該教団の情報を提供して、信仰の継続に再考を促したと主張した（櫻井, 2005b）。

判決では事件ごとに家族側の働きかけの是々非々が争われ、違法判決もあれば、家族の話し合いとみなされた事件もある。裁判所は、問題とされた教団の活動内容には踏み込まず、家族による「話し合い」の持たれ方、牧師による情報提供の仕方によりのみ判断を下した。

日本の場合、西欧よりも個人の自己決定に家族に関わる領域が広いために、脱会カウンセリングの主体が当人よりも家族になってしまい、過度の介入が論議を呼ぶのではないと思われる。親は、子供が違法行為に荷担すること（統一教会は靈感商法、オウムは教団犯罪）に親としての責任を痛感したり、子供の将来を結婚（合同結婚式への参加等）や生活（身体の安全）含めて憂慮したりする。家族員の意志決定を家族全体のものとして受け止めるという感覚は、日本の場合、かなり強い。規範的議論をすれば、個人の精神的自立を阻害し、個人の自由や人権にも介入するのはいかなるものかということになる。しかし、この家族的共同性により、個人が社会で安定した生活ができることも日本の現実である。

近年、家族的互惠性の規範意識や世代間扶養能力が低下しているとはいえ、子供の学業成就に親の経済力・文化資本が大きく関与し、就職や結婚、子育て・老親扶養も家族の世話を前提としている。青年期は社会の成熟化と共に拡大する一方であり、大学新入生は親

に手を引かれて諸手続きを済ませ、就職しても人間関係で挫折すれば、親元にひきこもる時代である。子供の教育に注ぎ込まれる可処分所得の額こそ、親子の一体感を示している。

このような社会文化的特性を持った家族が、子供や配偶者に本来の自分を取り戻し、家族の元へ帰って来ることを願う。家族員の信仰に対して強く介入する直接の契機は、「カルト」により家族員のパーソナリティーが変えられてしまったことへの驚き、怒りであろう。その態度変容を説明するために、本来の自分と異なるもう一つのパーソナリティーが信者に埋め込まれ、認知的・生理的刺激により作動し出すという「洗脳」モデル（苫米地, 2000）や、「マインド・コントロール」により認知枠組みの構造が転換されたというモデルがある（西田, 1998）。しかし、「洗脳された」脳の機能を回復するとか、「マインド・コントロール」された認知枠組みを再編成するといったカウンセリングを行っている人達は、必ずしも科学的な根拠に基づいた（evidence based）治療の域にまで至っていない。脱洗脳は精神分析に、脱マインド・コントロールは認知行動療法に近いが、実践者が経験則を論理化した段階の心理療法であり、精神医学や臨床心理の専門家による検討が待たれる。

いずれにしても、「奪われた主体性」という発想には、「自己」「主体」に関わる存在論・規範論的前提があるように筆者には思われる。欧米で一定程度の妥当性を持った「カルト」批判の理論や言説が日本に移入された場合、どの程度妥当性を持つのであろうか。札幌でマインド・コントロール研究所を主催するズィヴィー・パスカル氏は、日本人の場合、戻すべき、或いは戻るべき「本来の自己」といったものが弱いのではないかという。換言すれば、自己を奪われたというよりは、元来、家族や身近な他者に支えられてきた関係的自己が、「カルト」の勧誘・教化により関係が外され、新たな関係に（オウムでは、グルー弟子、統一教会では、真の親・真の子）埋め込まれていくのではないか。その結果、コミットメントや愛着の対象が変化してしまう。その変化を促す巧みな社会心理学的な介入方法が「マインド・コントロール」として告発されてきたわけである。従って、脱会カウンセリングでは、教団から家族へ再度の社会関係の置き換えをはかることが、自分を取り戻すという表現の中身になる。

ところが、脱会後の家族や社会関係は元のそれではない。入信期間にもよるが、親も老いているし、元の学校や職場、地域に従前の人間関係はない。元信者が年齢相応の社会人になるには超えるべき課題が多い。彼等は劣悪な環境で組織の歯車として利用されていたように見えるが、他面、「理想」を手にすることで人生や社会の不確定性から逃れ、一切の判断を上位者に委ねることで、自己決定に伴うリスクや不安を解消していた。それなりに居心地のよい生活であったことも確かである。脱会後の困難さの大半は、周りの人よりも遅れて大人・社会人へのプロセスを自分で歩いていかなければならないことにある。

このことは脱会者だけが直面する問題でない。信者の少なからぬ人達が気づいている。だから、いまさら、抜けられないという諦念や、毒を食らわば皿までという処世術も発生する。教団幹部が社会保険にしっかり加入する一方、終末論的世界観を説いて一般信者に奉仕と献金を募るようなことも起きる。脱会しても、人生の途中で戻る人もいる。

従来、脱会カウンセリングは、「憑きものを落とす」イメージで捉えられ、その落とし方をめぐって心理学的観点や人権論的観点から論議されることが多かった。しかし、入信—信仰生活—脱会の一連の過程をみていくと、そこには成長や社会化の観点が欠かせないことが分かるし、地域性・時代性を反映した成熟の過程となる。大義や理想のない社会でも、家族の生活や地域のためにできるかぎりのことをする大勢の普通の人達がいる。青年期が拡大した日本では、つましい大人の生き方に思い至るまで時間がかかるのではない。

3 「カルト」問題の論じられ方

3-1 研究者の立場性

筆者は、日本の代表的な反カルト運動団体（宗教社会学の用法に従う）に対して参与観察を含むコミットメントを1998年頃から行ってきた。オウム（アーレフ）や統一教会の門を叩いて直接調査を申し込むことが困難（調査者自身の安全、入手できる資料やデータの信頼性、及び公表に関わる制約の問題）である以上、批判する団体と脱会した信者から教団活動に関わる資料を入手するしかなかった。その一つである全国霊感商法対策弁護士連絡会は1987年に設立され、統一教会信者による違法伝道（教団名を秘匿）と霊感商法（威迫による高額商品販売や献金強要）を批判してきた。オウム事件以後、1995年に設立された日本脱カルト研究会（現在は脱カルト協会）は、オウム（アーレフ）信者の脱会・ケアのサポートから始まり、現在は「カルト」問題を一般社会に啓発する活動を展開している。

「カルト」批判の急先鋒をいく諸団体に関わりながら、「カルト」問題を考える筆者の議論には一定の偏向がある。団体のフレーミングに研究者の認識枠組みをある程度すりあわせなくては、調査を継続できない。おそらく、同様のことが教団調査全般に言えるわけで、教団と研究者には微妙な関係がいつもあったのだろう。調査報告には、文脈依存的なデータや知見を含まざるを得ない。だからこそ、研究者の価値的・社会関係的諸前提を読者に明示することが必要である。従来の調査研究では、このような諸点にあまり自覚的であったとは言えない。もっとも、複数の二次的資料や先行研究者の理論を扱う際、それぞれの調査上の文脈や理論を支える諸前提を気にもかけず、パッチワークの「理論」を作り上げる方がより深刻な問題をはらむ。どのような時代に生き、どのような利害集団に所属し、どのような企図を持ちながら、先人達は文化や社会を説明する理論を作り、或いは既存理論を批判的に検討してきたのか。「事実的事柄」をどう切り出し、どう語るのかの検討が必要である（山中, 2006:45）。特に、「カルト」問題に関わる言説に言える。

社会的公正に関わる議論（エスニシティ、宗教、ジェンダー、貧困に関わる差別問題等）に参加すると、必ず運動との関わり、研究者の立場性が問われてくる。カルト「問題」研究も然り。筆者は、社会調査において被調査者（問題の当事者）との関わりや現場の感覚を重視している。自身が問題に関わらなくては見えないことがある。しかし、同時に、社会問題の構築に参画する自身を相対化することも必要と考えている。研究者の社会的役割は、第一に研究による社会的還元と考える。この点でレベルの高い仕事ができるかどうか。

第二に、関わり合う運動や組織に対してエンパワーメントすることは研究者の社会的実践になるが、他方でクールダウンを呼びかける勇気もほしい。正しいことを志向する人達の論争は、些細な差異をめぐって「神々の争い」になりがちである。どこで認識が食い違っているのか、そのフレームの諸前提は何かを冷静に討議することが時に必要になる。

3-2 認識の構図

「カルト」問題が分かるということはどういうことなのか。およそ、「分かる」ということは出来事を特定の概念と認識枠組みの中に落ちつけることである。自身の思想・信条や経験が第一次の枠であろうし、法曹やカウンセラーといった専門職特有の思考法や、心理学・精神医学、宗教研究等の学術理論という二次的枠もある。さらに、特定の教団や党派に所属することによって得ている思想の枠もある。これらの枠の一つにより事柄の生起から結末まで一貫した説明にすれば、ナルホドと「分かりやすい」話になる。「カルト」問題に関わる信者や脱会者の証言、ジャーナリストや識者の評論はこういうものであった。

ところが、構築主義的発想を持つ社会学では、当事者や専門家の「語る」権利を尊重しつつも、特権化することには反対する。さらに、透明人間よろしく高みの見物をする特権は誰にもないと主張する。問題の当事者・関係者、メディア・研究者、傍観者は、同じ社会的地平にいる。ならば、利害が対立している集団間の認識枠を等しく記述し、それらの社会的勢力関係から社会問題の生成・発展・消滅を説明することが社会学の仕事になる。

「カルト」という宗教団体の特性に関わる概念や、「マインド・コントロール」といわれる布教・教化方法に関わる理論もまた、批判する側/批判される側、第三者的に論評する側/聴衆者の側において、それぞれが「正しい」認識をめぐって競い合っている。闘技場は法廷・メディア空間・学会や、地域や学校等各所にある。「カルト」問題とは、人間や集団組織、社会のあり方に関わる規範的認識にたって正義の実現をめざす実践的論争なのである。

さて、議論の善し悪しは同じ枠組みを共有している場合に互いに了解可能である。しかし、枠組みが異なる場合は、誰も疑い得ない包括的な上位概念によって判断や解釈を下すしかない。ところが、教団と社会の対立、信者と家族の葛藤、領域を異にする専門家同士の論争等、現実的な利害が対立している局面では、「信教の自由」「人権」といった公共的概念に対しても、集団の枠組みに依拠した独自の解釈が加えられる（櫻井, 2005a）。議論はかみ合わない。裁判で白黒をつけようということになる。しかし、勝訴/敗訴であれ、和解であれ、必ずしも、判決に互いに納得できる高次の認識枠組みが示されているわけではない。だから、違法判決が出て、問題となる行為、事件は繰り返されるのである。

筆者は、「カルト」問題に関わる論争を知識社会的に記述していくことで、社会の重層的構築性が明らかになると考えている。「こうである」という主張の背後には、「こうだとする」集団特有の認識枠組みがある。認識枠組み間の序列は一つの方向でのみ確定可能である。ところが、社会には様々な制度や価値の領域がある。逸脱者を隔離するという実効力の点では法曹の言説が優越している。しかし、現象の説明・解釈という点では、専門家の意見が傾聴され、利用される。もちろん、「被害」者としての当事者と、被告側にある個

人や集団の権利にも配慮することが求められている。部外者ではあるがマスメディアの言説、インターネット空間の書き込み、評論家の書籍等も、社会問題の構成に大きな影響力を発揮する。これらの言説が交錯する空間で、「カルト」問題が語られているのである。

「カルト」問題は、論議の対象を擁護するにせよ、批判するにせよ、正しいか/間違っているか、二者択一の語り口が多い。私の研究では、真偽論も正義論も展開されない。学問の立場からは、一般市民に安心できる立場と事態の解釈を提供することはない。しかし、社会のなかで糧を稼ぎ、役割を与えられている「私」は、なにがしかの判断と行動をとらざるを得ない。それをほんの少し語ってみたこともあるが、応援/批判含む様々な評価を得ている。議論の地平を拡大したり、議論を裏返してみたりする社会学的発想そのものが、「スッキリ」した答えを求めている人達にも役立つことがあればと願っている（櫻井, 2006）。

本章はやや抽象的に書いてしまったが、具体的に書くと差し支えが出てくる。意のあるところを汲んで頂ければと思う。

4 おわりに

特定領域の学問の隆盛と時代背景には密接なつながりがある。欧米の学会で新宗教や「カルト」問題をやっているのは、1960-70年のカウンターカルチャー世代である。だから、部会も高齢化しており、研究蓄積が厚い反面（Bromley, David G., 1998; Bromley, David G. and Melton, J Cordon, 2002）、議論は定型的な文法を踏襲しているかのようで、若手研究者を呼び寄せる雰囲気は乏しい。2,3回出席すれば、調査としては理論的飽和の域に達する。

旬のテーマは「堅い」宗教から「フレキシブルな」スピリチュアリティへと明らかに移行しつつある（樫尾, 2006）。どの時代も、既成社会が提供しないオルターナティブな生き方を求めて様々な形態の社会運動が発生する。同時代を生きる研究者も同じ問題意識を共有しながら、旬の素材をテーマとする。若手研究者の研究はよくもわるくも自己探求型であり、現在はどういう時代か、自分はどこに居るのがテーマになる。若さを継続する人は、時代と共に、いや、時代の先端を走り、新しいフレームで若い研究者を惹きつけていく。他方、偉大なるマンネリというやり方もあり、初期の自己探求も同じテーマでやり続けている限り、いつしかそれは仕事に変わり、研究に学問的・社会的意義が付与され、そのゆえに価値を認められることもあろう。筆者の場合、組織宗教の機能不全、スピリチュアリティの魔術性、或いは脱会者の宗教認識に関心を持続させているようである。

いろんな意味で、10年を一区切りとして、筆者も自身の研究を展望しつつ、自戒せねばなるまいと考えている。

Barker, 1984, *The Making of a Moonie, Choice or Brainwashing?* Gregg Revivals

Bromley, David G., 1985, 'Financing the Millennium: The Economic Structure of the Unificationist Movement,' JSSR 24-3

Bromley, David G., 1998, *The Politics of Religious Apostasy: The Role of Apostates in the*

Transformation of Religious Movements, Praeger

Bromley, David G. and Melton, J. Gordon, 2002, *Cults, Religion & Violence*, Cambridge University Press UK

Richardson, James T., 2004, *Regulating Religion: Case Studies from Around the Globe*, Kluwer Academic/Plenum Publishers, New York

榎尾直樹編, 2006, 『アジアのスピリチュアリティ—精神的基礎を求めて—アジア遊学』 勉誠出版。

櫻井義秀, 2004 「カルト論の現代的射程」『現代社会学研究』 17:1-19

櫻井義秀, 2005a, 「『カルト』問題における調査研究の諸問題—フレーミングとナラティブをめぐって—」『年報—社会科学基礎論研究』 第4号、57-75頁。

櫻井義秀, 2005b, 「『カルト』問題と社会秩序(2)—脱会カウンセリングと信教の自由—」北海道大学文学研究科紀要 第117号 109-157頁。

櫻井義秀, 2006, 『「カルト」を問い直す』 中央公論新社。

西田公昭, 1998, 『「信じるころ」の科学—マインド・コントロールとビリーフ・システムの社会心理学』サイエンス社。

苔米地英人, 2000, 『洗脳原論』 春秋社。

深澤英隆, 2006, 「流浪する宗教性—ジンメル宗教論とドイツ近代の宗教状況」竹沢尚一郎編『宗教とモダニティ』 世界思想社。

山中弘, 2006, 「世俗化論争と教会—ウィルソン世俗化論を手がかりにして」竹沢尚一郎編『宗教とモダニティ』 世界思想社。